

# 後期高齢者医療・高額介護合算療養費について

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

対象者には申請書を送付しますので、役場町民課で手続きをお願いします。

## ◆自己負担限度額（年額：令和4年8月1日～令和5年7月31日）

| 区分       |     | 自己負担額の合計の限度額 |
|----------|-----|--------------|
| 現役並み所得者  | 現役Ⅲ | 212万円        |
|          | 現役Ⅱ | 141万円        |
|          | 現役Ⅰ | 67万円         |
| 一定以上所得者  | 一般Ⅱ | 56万円         |
| 一般       | 一般Ⅰ |              |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 31万円         |
|          | 区分Ⅰ | 19万円         |

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

## ■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

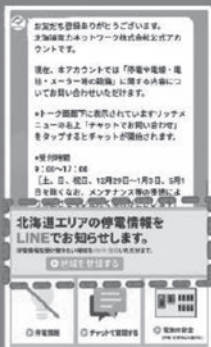
町民課住民グループ ☎01392-2-3131

# LINEで停電情報をお知らせします！

ほくでんネットワーク

事前に登録したエリアで停電が発生した場合に  
停電情報をお知らせします。

お友だち  
追加は  
こちらから



① 「地域を登録する」ボタンをクリック！



② 受け取りたい情報を選択したら、受け取りたい地域を選択。



③ 停電情報を受け取りたい地域を最大4か所まで選択。



④ 受け取る時間帯とメッセージ形式を選択したら登録完了！

チャットでも停電・設備に関するお問い合わせを受付しています。ぜひご利用ください。

チャットは  
こちらから



北海道電力ネットワーク（株） 福島ネットワークセンター  
0120-060-915（平日9時～17時）  
※音声ガイダンスが流れますので「5」を選択してください。